

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 方法論の改定案について (概要)

環境省大臣官房環境経済課市場メカニズム室

令和6年4月3日

1. 改定の対象

- ① 実施要綱 Ver.7.0 (案) [Ver.6.2 を Ver.7.0 に改定]
- ② 実施規程 (プロジェクト実施者向け) Ver.10.0 (案) [Ver.9.2 を Ver.10.0 に改定]
- ③ 実施規程 (審査機関向け) Ver.3.0 (案) [Ver.2.4 を Ver.3.0 に改定]
- ④ モニタリング・算定規程 (排出削減プロジェクト用) Ver.4.0 (案) [Ver.3.23 を Ver.4.0 に改定]
- ⑤ モニタリング・算定規程 (排出削減プロジェクト用) 別冊 Ver.2.0 (案) [Ver.1.0 を Ver.2.0 に改定]
- ⑥ 方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) Ver.4.0 (案) [Ver.3.5 を Ver.4.0 に改定]
- ⑦ 方法論 AG-005 (水稻栽培における中干し期間の延長) Ver.3.0 (案) [Ver.2.0 を Ver.3.0 に改定]
- ⑧ 方法論 AG-006 (肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌) Ver.1.1 (案) [Ver.1.0 を Ver.1.1 に改定]

2. 改定の背景

今般、J-クレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした制度文書について改定の検討がなされ、改定案を作成したところ。

3. 改定の要点

(1) 「1. 改定の対象」の①②④⑤⑥における、J-クレジット制度の対象の拡大

- 我が国の GHG インベントリに未だ計上されていない炭素吸収・除去等の取組を先行的に評価するため、J-クレジット制度の対象を拡大する。
- 新たな方法論分野として、工学的プロセスによるネガティブエミッション技術(大気中の CO2 を回収・吸収し、貯留・固定化することで CO2 除去に資する技術)を活用した取組を評価する「除去」(RM)を追加し、英語では technology based removal と称して森林吸収 nature based removal と区別する。
- 「除去」分野の方法論は、日本政府が所管する「温室効果ガス排出量算定方法検討会」「ネガティブエミッション市場創出に向けた検討会」等で議論され、排出削減量の定量化手法が取りまとめられている取組の中から、制度管理者が選定して提案する。
- 温室効果ガスの排出削減・除去に逆転のリスク(例: 地中に貯留された CO2 の漏出)があるプロジェクトを評価する方法論においては、①永続性担保の方法②永続性担保を求める期間③補填義務に係る内容を必ず定める。

- (2) 「1. 改定の対象」の②③における、MRV 支援システムの導入によるクレジット検証工程の効率化に係る改定
- 令和 5 年度に環境省におけるデジタル化プロジェクトにおいて実施した、IoT・ブロックチェーン技術を利用した MRV 支援システムの導入によるクレジット検証工程の効率化及びデータの信頼性向上のための検討・実証実験の結果を基に、方法論 EN-R-002（太陽光発電設備の導入）において MRV 支援システムを導入するための改定を行う。
 - MRV 支援システムは、プロジェクト実施者の利用申請に基づき、指定の方法論のプロジェクトについてモニタリング報告書・認証申請書・排出削減活動リストの作成と、審査機関の検証実施のための情報提供や一部検証報告書項目の入力に対する支援を行うシステムであり、プロジェクト実施者によるモニタリング報告書の作成等や審査機関による検証作業を補助することにより作業の効率化及びデータの信頼性向上に寄与するが、現行制度で定められているモニタリング項目や審査項目を省略または簡略化するものではない。
 - MRV 支援システムの利用を希望するプロジェクト実施者は、MRV 支援システム運営者（制度管理者の認定を受けて MRV 支援システムの運営・管理を行い、MRV 支援システムを用いたプロジェクトの検証時には、プロジェクト実施者とともに審査機関に対して情報の提供を行う者）への依頼と、プロジェクト計画書での MRV 支援システムの利用申請を行わなければならない。
 - プロジェクト実施者が MRV 支援システムの利用を申請したプロジェクトの検証において、審査機関は、MRV 支援システムから抽出されたモニタリング報告書・認証申請書・検証報告書・排出活動削減リスト、作成に当たり個別に収集した情報を、プロジェクト実施者が提供したものとして扱うことができる。
- (3) 「1. 改定の対象」の⑦における、中干しの開始・終了日に係る証跡の要求の強化、生産管理記録等に係る規定の整備等
- プロジェクト実施中の各年においては、生産管理記録等だけでなく、中干しの開始日及び終了日の記録が実態と相違ないことが客観的に確認できる証跡を、同一管理（中干しの開始日・終了日・実施日数、出穂日並びにモニタリングすべき係数が同一であることをいう。）の水田ごとに少なくとも一点ずつ、併せて提出することを求める。
 - そのような証跡の例として、①写真（撮影日と撮影地点が記録されているもの）②水管理システムで取得した取水口や排水口の開閉履歴③水位センサーによる開始日と終了日の水位変化記録を挙げる。
 - 生産管理記録等は、①生産者、農業法人等の従業員等が作成した書類であって、出荷先の農協等が示す様式、農業者が利用する営農支援ツールの様式、本方法論に示す作成例等の様式により、記録事項が体系的に記載されたものをいい、②水田一筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位）ごとに作成するものとするが、同一管理の水田の場合は、複数の筆の記録をまとめて作成してもよい。
 - 基盤整備により換地（農地の移転）や合筆・分筆が行われた場合、適用条件（直近 2 か年以上の実施日数の平均より 7 日間延長）は、換地前の記録を換地後と同一の水田の記録とみなして判定に用いる。

- (4) 「1. 改定の対象」の⑧における、方法論 AG-001 との併用に係る規定、認証対象期間に係る規定の整理
- 肉用牛の生産性向上（飼育期間の短縮や牛の増体）による枝肉重量当たり排出量の削減を評価する方法論 AG-006（肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌）は、日・頭当たりの排せつ物からの N2O 排出量にはデフォルト値（日本国 GHG インベントリ報告書等の記載値）を使用するのに対し、アミノ酸バランス改善飼料の給餌による家畜排せつ物からの排出抑制を評価する方法論 AG-001（牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌）は、実測した CP（疎蛋白質）含有率と乾物摂取量から排せつ物の N2O 排出量を算定しており、両方法論を併用する場合、デフォルト値の N2O 排出量より実測ベースの N2O 排出量の方が小さくなっていると削減効果を重複評価してしまうことになるので、N2O 排出量はデフォルト値と実測ベース値のうち保守的な方を使用する。
 - AG-006 では、バイパスアミノ酸を給餌した肉用牛が出荷された時点で削減実績が一括で計上されるが、出荷までの飼育期間は 1～2 年にわたり、プロジェクト登録を申請した“日”以降にバイパスアミノ酸を給餌した牛だけを対象とするとクレジット創出まで時間がかかってしまうことに鑑み、登録申請した“年”の 1 月 1 日以降に給餌した牛まで算定対象に含めてよいこととする。

4. 施行日

- 「1. 改定の対象」の①～⑧について、令和 6 年 4 月中の施行を予定。

以上